

# 登園届（保護者記入）

こぼると保育園 園長殿

園児氏名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 生

（病名） 該当疾患に ✓ をお願いします。

✓	感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
	溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
	マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が収まっていること
	手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
	ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	おう吐、下痢等の症状が収まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 ヶ月程度ウイルスを排出しているため注意が必要）	発熱や口腔内水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	R S ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しん痂皮（かさぶた）化していること
	突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
	とびひ	—	その箇所が乾いた状態になっていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（—）としています。

（医療機関名） \_\_\_\_\_（ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日受診）において症状が回復し、

集団生活に支障がない状態と判断されましたので \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日より登園いたします。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

保護者名 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_

## 保護者の皆さまへ

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

# 意見書 兼 登園(校)届

## 医療機関記入欄

下記の患者を、

<input type="checkbox"/> インフルエンザ A 型	<input type="checkbox"/> インフルエンザ B 型	<input type="checkbox"/> インフルエンザ（臨床診断） と診断しました。
--------------------------------------	--------------------------------------	--

患者氏名： \_\_\_\_\_

生年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 項において、インフルエンザの出席停止期間の基準は、「発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日（幼児にあっては、3 日）を経過するまで」とされています（裏面に例を示しています）。

※登園（校）を再開する場合は下記の 2 つの基準を満たす必要があります※

基準 1：症状は、（発症日） \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に出現していますので、

（発症日+6 日） \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日以降で、基準 2 を満たす日から登園（校）は可能。

\*発症した日を 0 日と数えます。5 日間を経過し、6 日目から登園（校）は可能です\*

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関名：

医師氏名：

（佐賀県こども未来課、佐賀県医師会、佐賀県小児科医会と協議済み）

.....

## 保護者記入欄

基準 2： \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に解熱し、その後 2 日間（幼児は 3 日間）は発熱がありません。

\*解熱した日を 0 日と数えます。2 日間を経過し 3 日目から登校可能です。

\*幼児は 3 日間を経過し、4 日目から登園可能です。

※上記 2 つの基準を満たし、集団生活に支障がない状態に回復しましたので、

\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日より、出席したいと思います。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

保護者氏名： \_\_\_\_\_



# 意見書 兼 登園(校)届

## 医療機関記入欄

下記の患者を、

<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症（臨床診断）
と診断しました。	

患者氏名： \_\_\_\_\_

生年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 項において、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準は、「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過すること」とされています（裏面に例を示しています）。

※登園（校）を再開する場合は下記の 2 つの基準を満たす必要があります※

**基準 1** 症状は、（発症日） \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に出現していますので、

（発症日+6 日） \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日以降で、基準 2 を満たす日から登園（校）は可能。

\*発症した日を 0 日と数えます。5 日間を経過し、6 日目から登園（校）は可能です\*

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関名：

医師氏名：

（佐賀県こども未来課、佐賀県医師会、佐賀県小児科医会と協議済み）

.....

## 保護者記入欄

**基準 2** \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に症状が軽快し、その後 1 日間は発熱がなく、かつ、咳症状の悪化がありません。

\*解熱、かつ、咳症状が改善傾向にある日を 0 日と数えます。1 日間を経過し 2 日目から登校可能です。

※上記 2 つの基準を満たし、集団生活に支障がない状態に回復しましたので、

\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日より、出席したいと思います。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

保護者氏名： \_\_\_\_\_

**参考** 新型コロナウイルス感染症による登園・登校(出席)停止期間早見表及び体温記録表

【保護者の方へ】 解熱日の把握のため発症日から毎日、お子様の最高体温を記録してください。

例	発症日	発症後 5 日(登園・校停止期間)					発症後 5 日を経過		
	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
発症後 1 日目に 解熱、咳が収 まった場合		解熱等 1 日目					登園 OK		
発症後 2 日目に 解熱、咳が収 まった場合			解熱等 1 日目				登園 OK		
発症後 3 日目に 解熱、咳が収 まった場合				解熱等 1 日目			登園 OK		
発症後 4 日目に 解熱、咳が収 まった場合					解熱等 1 日目		登園 OK		
発症後 5 日目に 解熱、咳が収 まった場合						解熱等 1 日目	登園 OK		
保護者記入欄 最高体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

※「解熱等」 解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、咳症状が改善傾向にある場合

# 登園許可書（医師記入）

こぼると保育園 園長殿

園児氏名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 生

(病名) 該当疾患に ✓ をお願いします。

	麻しん (はしか)
	インフルエンザ →新様式の方でお願いします (2023/1~)
	新型コロナウイルス感染症→新様式の方でお願いします (2023/5~)
	風しん
	水疱 (水ぼうそう)
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)
	結核
	咽頭結膜熱 (プール熱)
	流行性角結膜炎
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)
	急性出血性結膜炎
	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)

症状も回復し、集団生活に支障がない状況になりました。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から登園可能と判断します。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_ 印

## かかりつけ医の皆さまへ

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の登園許可書について意見書の記入をお願いします。

## 保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「登園許可書」を保育園に提出してください。